

# 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約

日本国  
一九九七年一月二二日（パリ）  
効力発生  
一九九九年二月一五日  
（一九九八年五月二二日国会承認　一〇月一三  
日内閣受諾、同日受諾書寄託　一九九九年一  
月二二日公布・条約二号）

## 当事国　一一

### 前文

締約国は、  
贈賄が国際商取引（貿易及び投資を含む）において広範にみられる現象であり、深刻な道義的及び政治的問題を引き起こし、良い統治及び経済発展を阻害し並びに国際的な競争条件を歪めていふことを考慮し、すべての国が国際商取引における贈賄を防止する責任を共存することを考慮し

一九九七年五月二十三日に經濟協力開発機構（OECD）の理事会において採択された「国際商取引における贈賄の防止に関する改訂勧告」（C（九七）一二三最終版）において、国際商取引における外國公務員に対する贈賄を抑止し及び防止するための効果的な手段特に当該勧告に掲げる合意された共通の要請及び各國の基本的な法的原則（裁判権に関するもの）を含む。した方法により、かつ、効果的に協調された態様により、当該贈賄を速やかに犯罪とすることが求められてることを尊重し、他の近年の進展（国際連合、世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関、米国機関、EU議論会及びEU連合の活動を含む）により、公務員に対する贈賄の防止に関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、贈賄を防止するための企業、商業団体、労働組合及び他の非政府機関による努力を歓迎し、国際商取引において個人又は企業に対し時時が要求されることは



を防止する上での政府の役割を認識し、この分野において進歩を図るために、一国における努力のみならず、多數国間の協力、監視及び事後措置が必要であることを認識し、締約国においてとられる措置の間の同等性を達成することが、この条約の不可欠の目的であり、このためそのような同等性から逸脱することなしに条約を批准することが必要であることを認識し、次のとおり協定した。

**第一条（外国公務員に対する贈賄）** 1 締約国は、ある者が故意に、国際貿易取引において商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、外國公務員が公務員の遂行に関する行動又は行動を差し控えることを目的として、当該外國公務員又は第三者のため金銭上又はその他の利益を直接又は仲介者を通じて申し出、約束又は供与することを、自國の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとる。

2 締約国は、外國公務員に対する贈賄行為の共犯（教唆、ほうか又は承認を含む）を犯罪とするために必要な措置をとる。外國公務員に対する贈賄の未遂及び共謀については、自國の公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

3 1 及び 2 に定める犯罪を、以下「外國公務員に対する贈賄」という。

4 この条約の適用上、

a 「外國公務員」とは、外國の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたかを問わない）、外國のために公的な任務を遂行する者（当該外國の公的機関又は公的な企業のため任務を遂行する者を含む）及び公的機関の職員又はその事務受託者をいいう。

b 「外國」には、國から地方までのすべての段階又は区分の政府を含む。

c 「外國公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控える」というときは、当該外國公務員に認めた権限内であるかないかを問わず、その地位を利用することを含む。

**第二条（法人の責任）** 締約国は、自國の法的原則に従って、外國公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。

**第三条（制裁）** 1 外國公務員に対する贈賄には、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科す。刑罰の範囲は、外國の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとし、また、自然人の場合には効果的な法律上の相互援助及び引渡しを可能とするために十分な自由の制奪を含むものとする。

2 締約国は、その法制度において刑事責任が法人に適用されない場合には、外國公務員に対する贈賄について、刑罰以外の制裁（金銭的制裁を含む）（あつ）で、効果的で均衡がとれたかつ抑止力のあるものが法人に科されることを確保する。

3 締約国は、贈賄及び外國公務員に対する贈賄について得た収益（又は収益に相当する価値を有する財産）を押収し若しくは没収又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するため必要な措置をとる。

4 締約国は、外國公務員に対する贈賄について制裁の対象となる者に対し、追加的な民事上又は行政上の制裁を科すことについて考慮する。

**第四条（裁判権）** 1 締約国は、自國の領域内において外國公務員に対する贈賄の全部が行われた場合においてこの犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

2 國外において自國の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、そのような裁判権の設定について自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

3 この条約に定める犯罪が行なったときには、開催締約国は、そのいづれかの裁判権を有する間に最も遙かに開催されたかの要請により、訴追のため最も遙かに開催されたかの要請を行なう。

4 締約国は、裁判権の設定に関する現行の基準が、外國公務員に対する贈賄を防止するためのものであるかないかを見直し、効果的でない場合には、改善措置をとる。

第五条（執行） 外國公務員に対する贈賄の検査及び訴追は、締約国において進歩を図るために、一国における努力のみならず、多數国間の協力、監視及び事後措置が必要であることを認識し、この分野において進歩を図るために、一国における努力のみならず、多數国間の協力、監視及び事後措置が必要であることを認識し、締約国においてとられる措置の間の同等性を達成することが、この条約の不可欠の目的であり、このためそのような同等性から逸脱することなしに条約を批准することが必要であることを認識し、次のとおり協定した。

**第六条（出訴期限）** 外國公務員に対する贈賄に適用される出訴期限は、この犯罪の検査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

**第七条（資金洗浄）** 資金洗浄に係る法制度の適用において自國の公務員に関する贈賄又は收賄を前提犯罪としている締約国は、外國公務員に対する贈賄についても、その行われた場所にかかるらず、同一の条件で資金洗浄に係る法制度を適用する。

**第八条（会計）** 1 締約国は、外國公務員に対する贈賄を効果的に防止するため、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示並びに会計及び監査のための法律を制定する。これらは、外國公務員に対する贈賄についての法規に服する企業が、そのような贈賄を隠蔽することを目的として、海外勘定を設定し、帳簿外での取引若しくは不適切に識別された取引を実施して、架空の支出を記載し、目的が不正確に識別された負債を記入し又は虚偽の書類を使用することを禁止するために必要な措置をとる。

2 締約国は、1の企業の帳簿、記録、勘定又は財務諸表におけるように規定する欠落又は虚偽の記載に関し、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある民事上又は刑事上の罰則を定めることとする。

**第九条（法律上の相互援助）** 1 締約国は、国内法並びに国際法及び取引に基づき最大限に可能な範囲で、この条約における約束及び取引に基づき最大限に可能な範囲で、この条約に関するための協議を行う。

2 締約国は、裁判権の設定に関する現行の基準が、外國公務員に対する贈賄を防止するためのものであるかないかを見直し、開催締約国は、そのいづれかの要請により、訴追のため最も遙かに開催されたかの要請を行なう。

3 この条約に定める犯罪について他の締約国によつて行われる検査若しくは定める犯罪について他の締約国によつて行われる検査若しくはとられる刑事手続又は法人に対する他の締約国によるこの条約の範囲内でとられる刑事手続以外の手続の範囲内に該当する場合には、開催締約国は、そのいづれかの要請により、訴追のため最も遙かに開催されたかの要請を行なう。

4 締約国は、要請を行なう締約国に、当該要請に応じたために必要な追加の情報又は文書について遅滞なく通報し、また、要請がある場合には、当該要請についての検討の状況又は結果を通報する。

5 締約国が双方向性を法律上の相互援助の条件とする場合には、この条件は、援助の要請に係る犯罪がこの条約に定める犯罪で



あるときは、満たさざるものとする。

締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができる。

### 第一〇九条（犯人引渡し）

1 外國公務員に対する贈賄は、締約国

の国内法及び締約国間の犯人引渡し条約における引渡し、犯罪とみなされる。犯人引渡しの存在を犯人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯人引渡しの請求を受けた場合には、この条約の外國公務員に対する贈賄に関する取扱いのための法的根拠とみなすことができる。

2 締約国は、外國公務員に対する贈賄に関して拒否した締約国は、訴追のため自國

であつて引き渡すことができるか又は訴追に対する贈賄を確保するために必要な措置をとる。外國公務員に対する贈賄を当該者が自國の国民であることのみを理由として拒否した締約国は、訴追のため自國の権限のある当局に事件を付託する。

3 締約国に対する贈賄は、犯人引渡しは、締約国

国内法及び適用される条約及び取決めに定める条件に従う。

4 締約国が双属性を犯人引渡しの条件とする場合には、この条件は、犯人引渡しの請求に係る犯罪が第一条に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

5 第一項の責任の外國公務員に対する贈賄に関する第四条、法律上の相

互援助に関する第九条及び犯人引渡しに関する第十条の規定によつて締約国は、当該締約国のためにこれらの事項について

適用を妨げるものではない。

第六条（監視及び事後措置）

締約国は、この条約の完全な実行

を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行す

ることに協力する。当該計画は、締約国がコンセンサス方式により別段の決定を行わぬ限り、経済力開発機構事務総長

における贈賄に関する作業部会（又はその役割を継承するもの）の枠組みにおいて、その付託事項に基づき、実行する。締約

国は、当該計画の費用を、この作業部会（又はその役割を継承するもの）に適用される規則に従つて負担する。

### 第三条（署名及び加入）

1 この条約は、その効力発生の時ま

で、經濟力開発機構の加盟国による署名及び同様の加盟国によ

るにおける贈賄に関する取扱いの完全な参加国となるよう招請された非加盟国による署名のために開放してお

る。

2 この条約は、その効力発生の後、經濟力開発機構の加盟国である非署名国による加入及び國際商取引における贈賄に関する取扱い（又はその役割を継承するもの）の完全な参加国となつた非署名国による加入のため、開放しておく。これらの非署名国については、この条約は、その加入書の寄託の日以後六

十日目の効力を生ずる。

3 第四条（批准及び寄託者）

1 この条約は、署名国により、そ

れぞれ自國の法令に従つて受諾され、承認され又は批准されなければならぬ。

2 受諾書承認書

批淮書又は加入書は、この条約の寄託者を務める經濟協力開発機構事務総長に寄託する。

3 第五条（効力発生）

1 この条約は、附屬書に掲げる最大の輸出額の總額がこれらの十の国（うち五の国）であつて、その輸出額の總額がこれを占めるものが受諾書承認書又は批淮書を寄託した日の後六十日目の効力を生ずる。

2 千九百九十七年十二月十七日にパリで、ひどく正文である英語及びフランス語により本書を作成した。

### 附屬書（略）

千九百九十八年十二月三十一日後、この条約が1の規定に従つて効力を生じない場合には、受諾書承認書又は批淮書を寄託したいくなる署名国も、この2の規定に従つてこの条約が効力を生ずることを受け入れ用意がある旨を寄託者に示し書面で宣言する。この条約は、少なくとも二

の署名国がそのような宣言書を寄託した日の後六十日目の日には、當該署名国について効力を生ずる。

3 第六条（改正）

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。

2 改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は改正案をその審議のための締約国の会議の開催の少なくとも

も六十日前までに他の締約国に送付する。締約国がコンセンサス方式により又は締約国がコンセンサス方式によって決定した他の方法により採択された改正案は、すべての締約国に批准される。

3 その通告は、その効力発生の後一年で効力を生ずる。脱退の後、脱退

の効力発生の日前に行われたすべての援助の要請又は犯人引

渡しの請求については、締約国と脱退した締約国との間におい

て協力を繼續する。

